

電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理について（再提出）

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>電子申込システム運用業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 吹田市では、市民や事業者からの簡易な電子申請（講座申込や水道の閉開栓など）を扱うシステムとして「電子申込システム」を運用していますが、本システムにて、電子決済機能を追加し、金銭のやり取りが発生する手続についてオンラインでの決済（クレジット決済、PayPay 等ウォレット決済）を可能とします。 また、当該機能追加に伴い本人確認書類等の取扱いを開始します。</p> <p>2 効果 既存の電子申込システムに電子決済機能を導入することで、金銭の取扱いが必要な手続についても、利用者が来庁することなく申請手続を行うことが可能となります。</p> <p>3 個人情報の取扱い 本市の電子申込システムは、市民がインターネット上の入力画面から申込み内容を送信することでシステム内に申請内容が保存され、その内容を L G W A N（※1）を通して業務担当者（吹田市職員）が確認・受付できるシステムです。当該システムは、インターネットと分離された L G W A N を利用するため、安全が確保された環境で個人情報を取扱うこととなります。その際、マイナンバー情報等を取扱う場合は、電子申込システム内に一般領域とは分離された専用領域を設け、専用領域には個人番号利用事務系の端末からのみアクセス可能とすることでよりセキュリティを高めた運用を行っております。 (資料 1 「現在の電子申込システムの仕組み」参照) 今回電子決済機能を導入することでオンラインでの決済が可能となる仕組みですが、決済時に入力される申込者である市民が入力するクレジットカード情報等は決済</p>

	<p>代行業者と決済機関のみでやりとりされるため、市の業務担当者側で取扱うことはなく、決済代行事業者において手続完了後にサーバから削除されます。</p> <p>また、本市の電子申込システムで新たに取扱いを開始する、本人確認書類等個人情報の記載された添付ファイルを取扱う場合は、マイナンバー情報や要配慮個人情報取扱い時の情報セキュリティ対策に準じ、既存の電子申込システム内に設けられた専用領域を活用することでよりセキュリティを高めた運用を行います。(資料2「新たに取扱いを開始する添付資料データの流れ」参照)</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>資料3「キャッシュレス決済のフロー」参照。</p> <p>利用者が申請した、クレジットカード情報を除いた申請データは、LGWAN内に構築された電子申込システムに送信され(①)、市の業務担当者はLGWAN回線を利用して当該データの審査・受理を行います(②)。利用者は電子申込システムの申込情報照会画面から、決済手段選択画面へ遷移してクレジットカードなどの決済情報を入力します(③)。この際、電子申込システムを経由して決済代行業者のサーバ、さらに決済機関のサーバへ接続されますが、電子申込システムと決済代行事業者との通信はSSL(※2)サーバ証明書を利用した通信を行い、決済代行事業者と決済機関との通信は専用線を用いることで第三者による情報の盗聴や改ざん、なりすましを防止しています。</p> <p>業務担当者が決済の取消・返金処理を行う管理画面への接続についてはログインするアカウントの種類及び権限により利用制限の設定を行います(④)。</p>
4 個人情報の内容	資料4「電子申込システムにおいて新たに取扱いを開始する個人情報について」参照。
5 審議に諮る理由	<p>既存の電子申込システムに電子決済機能を追加することにより実施機関以外と新たに接続を行うため。</p> <p>また、電子決済機能を追加することに伴い本人確認書類等の取扱いを開始するため。</p>
6 今後の予定	令和4年7月1日 稼働予定

※1 LGWAN(総合行政ネットワーク): 地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化と情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として構築された、行政機関専用のコンピュータネットワーク。

※2 SSL: インターネット上でやりとりされている情報を暗号化し、第三者による情報の盗聴や改ざん、なりすましを防止する技術。また、「SSL サーバ証明書」は、SSL を行うための電子証明書のこと。

3 行 情 第 653-5 号
令和 3 年 12 月 27 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭 二

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

申請管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報の保護について

申請管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>ぴったりサービス 申請管理システム構築業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 申請管理システムは、国が運営する「ぴったりサービス (マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン申請サービス)」で市民が申請を行う際の入力データを本庁の庁内ネットワーク (マイナンバー利用事務系) へ連携するシステムです。行政手続きのオンライン化による行政手続きの利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を目的としています。</p> <p>2 効果 行政運営の簡素化・効率化を実現できます。将来的に基幹系システムとのデータ連携が可能になれば、申請者の個人特定の自動化や、申請情報と基幹系システムの保持情報との突合が自動化されるなど職員の負担軽減や業務の正確性向上が図れます。</p> <p>具体的には、現在稼働している電子申込システムから基幹システムへデータを格納する場合、職員及びシステム運用者の手作業が必要です。以後、「ぴったりサービス」から申請管理システムへ自動でデータ連携するため、手作業の量を軽減できます。</p> <p>3 個人情報の取扱い 市民がインターネット上の「ぴったりサービス」から行政手続きに必要な申請情報 (個人情報を含む) を入力します。入力されたデータは特定通信を通して、連携サーバー、申請管理システムへと順に連携され、その後、申請管理システム上のデータベースに格納されます。申請管理システムには、マイナンバーカードの電子証明書の情報と住基システムの情報を突合して個人特定を行う機能や、各種申請のステータスを管理するための機能を構築し、職員が申請情報の閲覧や、申請手続きの進捗状況の</p>

	<p>更新を行います。また、将来的にマイナンバー利用事務系の各種基幹系システムを改修すれば、基幹系システムへのデータ連携も行われます。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>「ぴったりサービス」と申請管理システムの通信を仲介する連携サーバーは、DMZ と呼ばれるネットワーク領域に配置されることとなります。DMZ では FireWall 及び連携サーバーの制御により、許可された通信だけがマイナンバー利用事務系ネットワークへ接続できます。これらの技術によりセキュリティ対策を実現しています。</p> <p>なお、業務の概要について、「別紙1 申請管理システムについて」で図示しております。</p>
4 個人情報の内容	<p>(1) 電子署名検証結果のシリアル番号(住基システムで宛名番号との紐づけ可)</p> <p>(2) 基本4情報(氏名、生年月日、住所、性別)</p> <p>(3) 各種行政手続きに係る申請内容及び添付書類詳細につきましては「別紙2 取扱う情報(予定)」をご参照ください。</p>
5 審議に諮る理由	<p>今回の業務が、「ぴったりサービス」からの申請情報を庁内ネットワークに取り込み、新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
6 今後の予定	<p>令和4年7月 開発着手</p> <p>令和5年3月 稼働予定</p>
7 担当室課	<p>行政経営部情報政策室</p>